

鴻池善右衛門家の大正期の家規則(2)

著者	廣山 謙介
雑誌名	甲南経営研究
巻	34
号	3
ページ	77-89
発行年	1993-12-20
URL	http://doi.org/10.14990/00004242

鴻池善右衛門家の大正期の家規則 (2)

廣 山 謙 介

II 家務規則について

I でみた大正期の家憲の制定を受けて、鴻池善右衛門家では家務規則の制定と従来の規則の整備がおこなわれた。大正10年の鴻池合名会社の設立以降、家においては事業資金の管理運営はほとんどおこなわれなくなり、専ら純粋な家産の管理運営がおこなわれることとなっていた。すなわち、鴻池合名設立以降は江戸時代から続いて明治前期まで最終決算帳簿として機能していた「算用帳」の勘定科目でいうならば、家関係の小払・諸仏・振舞・普請などに相当する部分のみが家での経理科目として残され、その余の項目は合名会社の勘定に移管された。それに伴って、家務規則も専ら家関係の諸事項と家使用人の身分・職制・給与などに重点が移った規則となっている。まずその全文を史料Ⅱとして掲げよう。

史料Ⅱ 家務規則 (草案)

「家務規則

- 第一章 総則
- 第二章 法會
- 第三章 財務
- 第四章 家職

第五章 給与

第一節 報酬及俸給

第二節 賞与手當食料及宿直料

第三節 旅費

付則

家務規則

第一章 総則

第一条 家務ハ家憲竝本規則其ノ他家憲ニ基キ定メタル規定ニ依リ家職之ヲ掌理ス

第二条 家憲其ノ他ノ規定ニ別段ノ定ナキ場合ニ於テハ家主又ハ重役ノ命ヲ承ケ之ヲ処理スヘシ

第三条 家務ニ付テハ日誌ヲ備ヘ執事又ハ特ニ命セラレタル者毎日具ノ摘要ヲ記載スヘシ

第四条 往復文書ニ付テハ意見ヲ附シ又ハ回答案ヲ具ヘ家主ノ決濟ヲ經ヘシ但シ規定ニ依ルモノ及予メ承認ヲ經タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五条 完結シタル書類ハ整理シテ之ヲ保存スヘシ
図書ハ部門ニ分類シ保管竝出納ヲ明ニスヘシ

第二章 法會

第六条 法會ハ恒例法會年忌法會臨時法會トス

第七条 恒例法會及其ノ期日ハ左ノ如シ

一 彼岸會 春分日 秋分日

二 盂蘭盆會 月 日

三 施餓鬼 月 日

四 直系尊屬法會 逝去日ニ相當スル日

第八条 諸靈ノ年忌ニ當ルトキハ其ノ逝去日ニ相當スル日ニ於テ年忌法會ヲ

行フ

年忌ハ三年七年十三年十七年二十五年三十三年五十年及爾後五十年ト
シ逝去ノ年ヨリ計算ス

第九条 直系尊属ノ恒例法會ハ年忌ニ當ルトキハ之ヲ行ハス

第十条 第七条及第八条ノ法會ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ其ノ期日
ヲ変更スルコトヲ得

第十一条 左ノ場合ニ於テハ臨時法會ヲ行フ

- 一 家主ニ襲爵仰付ケラレタルトキ
- 二 家督相続人ニ位階ヲ初叙セラレタルトキ
- 三 家主又ハ家督相続人婚姻シタルトキ
- 四 前各号ノ外重要ナル事項ヲ申告スルトキ

第十二条 法會ハ佛間又ハ顕孝庵ニ於テ之ヲ行ヒ且當日家主家族及家職ヲ率
キ墓所ニ参拜ス但シ家主事故アルトキハ家族家職ヲシテ代拝セシムヘシ

第十三条 一周忌マテノ法會及其ノ期日ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム

第三章 財務

第十四条 天災地変又ハ非常事変若ハ經濟状態ノ變動其ノ他ノ事由ニ因リ基
本財産ニ缺損ヲ生シタルトキハ速ニ填補スルコトヲ要ス

第十五条 毎年度ノ經費ハ基本財産及普通財産ヨリ生スル収入及雑収入ヲ以
テ之ニ充ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ剩餘アルトキハ之ヲ積立金ニ編入又ハ翌年度ニ繰越
シ不足スルトキハ翌年度ニ於テ之ヲ經理スヘシ

第十六条 積立金ハ分家婚姻養子縁組等ニ因ル一時付与金其ノ他天災地変又
ハ非常事変等ニ因ル臨時費用ニシテ普通財産ヨリ支出スルコト能ハサル
場合及基本財産ノ填補若ハ増殖ヲ要スル場合ニ限り支出スルコトヲ得

第十七条 予算ハ前年十一月中評議員會ニ提出スヘシ但シ追加予算ハ其ノ都
度之ヲ提出スヘシ

第十八条 予算ハ經常臨時ノ二部ニ大別シ各款項目ニ区分シテ収入ノ性質及
経費ノ目的ヲ明カニスヘシ但シ目ヲ設クルノ必要ナキモノハ之ヲ省略ス
ルコトヲ要ス

予算ハ前年度ノ予算トノ比較ヲシメスヘシ

第十九条 予算ニハ第一予備費第二予備費ノ二項ヲ置ク

第一予備費ハ避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補フモノトシ第二予備費ハ
予算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第二十条 家主ノ特命ニ由リ又ハ臨時事件ノ為特別ノ支出ヲ要スルトキ及予
備費ニ不足ヲ生シタルトキハ追加予算ヲ以テ之ヲ經理スヘシ

追加予算ハ本予算ニ順シ所要ノ事由ヲ明記スヘシ

第二十一条 予算ヲ以テ定メタル費途ノ金額ハ其ノ目的ノ外ニ使用スルコト
ヲ得ス但シ項内ノ各目ニ属スル金額ヲ彼是流用スルハ此ノ限ニ在ラス

第二十二条 決算ハ翌年一月中評議員會ニ提出スヘシ

第二十三条 決算ハ予算ト同一ノ区分ニ依リ且予算ニ對スル増減ノ理由ヲ示
スヘシ

第二十四条 財産台帳ニハ左ノ事項ヲ登録スヘシ

- 一 動産ニ付テハ品目、種類、箇數、製作者、筆者、年代、由緒及保
管ノ場所
- 二 有価証券ニ付テハ種類、証券數及券面額
- 三 不動産中建物ニ付テハ、所在、種類、構造、建坪、建造者、年代
及由緒、土地ニ付テハ所在、地目、地番、面積及由緒
- 四 金銭ニ付テハ其ノ額及現金ト預金ノ区分
- 五 基本財産又ハ普通財産ニ編入シタル年月日
土地及建物ニ付テハ図面ヲ添付シ有価証券ニ付テハ購入ニ係ルモノ
ハ其ノ購入価格購入ノ年月日及時価引受ニ係ルモノハ其ノ払込金額
払込ノ年月日及時価ヲ附記スルコトヲ要ス

第二十五条 財産ニ異動ヲ生シタルトキハ家主ノ決済ヲ経テ台帳ニ異動ノ登録ヲ為シ且其ノ事由ヲ附記スヘシ登録又ハ附記ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第二十六条 台帳ノ登録又ハ附記ノ事項若ハ文字ニ錯誤アリタルトキハ家主ノ決済ヲ経テ之ヲ訂正スヘシ

第二十七条 前三条ノ規定ニ依リ登録附記又ハ訂正ヲ為シタルトキハ台帳ニ其ノ年月日ヲ記入シ重役及主任之ニ捺印スヘシ

第二十八条 財産台帳其ノ他会計ニ関スル諸帳簿書類ノ様式及書式ハ理事之ヲ定ム

第二十九条 収入金ヲ受領シタルトキハ家主ニ報告シ仕払金ヲ為サムトスルトキハ家主ニ経伺スヘシ但シ予算ニ於テ確定セルモノ及予メ承認ヲ経タルモノハ理事之ヲ専行スルコトヲ得

第四章 家職

第三十条 理事ハ家憲ノ執行其ノ他家務ニ関シ必要ノ規定ヲ定ムルコトヲ得

第三十一条 理事ハ重要ナル規定ノ制定改正又ハ廃止ヲ要スルモノアルトキハ案ヲ具ヘテ之ヲ家主ニ提出スヘシ

第三十二条 理事ハ事故アルトキハ臨時其他ノ職務ヲ監事ニ代理セシムルコトヲ得但シ家憲又ハ其ノ他ノ規定ニ依リ署名ヲ為シ又ハ會議ニ列シ及重要ナル家務ヲ陳説スルハ此ノ限ニ在ラス

第三十三条 理事ハ部下職員ニ其ノ職務ノ一部ヲ委任スルコトヲ得

第三十四条 家務ヲ補助セシムル為雇及召使ヲ置ク

雇ハ雑務ニ従事ス但シ自動車ノ運転ニ従事セシムルコトヲ得

召使ハ別チテ守衛、料理人、小使、女中頭、腰元及下婢トス守衛ハ守門及巡警ニ料理人ハ調理ニ小使、女中頭、腰元及下婢ハ雑務ニ従事ス

第三十五条 雇ハ家主重役ニ諮問シ又ハ重役ノ上申ニ依リ之ヲ任免ス

第三十六条 家務ノ都合ニ依リ必要ト認メタルトキハ重役ニ諮問シ又ハ重役

ノ上申ニ依リ雇ニ体職ヲ命スルコトヲ得

雇ノ休職期間ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム

家憲第四十九条第二項及第五十条第二項ノ規定ハ雇ニ之ヲ準用ス

第三十七条 召使ノ雇用及解雇ニ関シテハ執事案ヲ具ヘテ理事ノ決濟ヲ受ケ

後家主ニ之ヲ報告スヘシ

第三十八条 主事書記雇及召使ノ定員ハ家主評議員會ニ諮問シテ之ヲ定ム

第三十九条 理事ハ家務ノ須要ニ従ヒ委員掛員其ノ他ノ職員ヲ置キ其ノ職制

ヲ定ムルコトヲ得但シ其ノ職制ハ家主ノ決裁ヲ經ヘシ

第四十条 奥向ノ事務ニ関スル規定ハ別ニ内規ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 給与

第一節 報酬及俸給

第四十一条 重役ニハ報酬ヲ給与ス

報酬ハ年額トシ十二分シテ毎月之ヲ支給ス

第四十二条 執事主事書記雇及召使ニハ俸給ヲ給与ス

俸給ハ月報トス

第四十三条 報酬及俸給交付ノ定日ハ毎月二十日トス但シ定日ニシテ日曜日

祝祭日其ノ他ノ休假日ニ當ル場合ニ在リテハ順次之ヲ繰上ク

第四十四条 休職退職死亡ノ月ノ報酬又ハ俸給ハ其ノ事由ノ生シタル際ニ於

テ之ヲ交付スヘシ

報酬ヲ十二分シタル場合ニ於テ圓位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ端

數ハ年度最終ノ月ニ合算シテ之ヲ交付ス但シ増給休職退職又ハ死亡ノ場

合ニ於テハ其ノ際打切り計算シテ之ヲ交付スヘシ

第四十五条 新任ノ月ノ報酬又ハ俸給ハ任命ノ日十五日以前ナルトキハ其ノ

月全額ヲ十六日以後ナルトキハ其ノ月半額ヲ支給ス

召使ニ在リテハ前項ノ規定ニ拘ラス雇用ノ日ヨリ日割ヲ以テ支給スルコ

トヲ得

第四十六条 増給シタル月ノ報酬又ハ俸給ハ発令ノ日ノ如何ニ拘ラス増給全額ヲ支給ス

第四十七条 転職休職復職又ハ退職ノ月ノ報酬若ハ俸給ハ発令ノ日ノ如何ニ拘ラス其ノ月全額ヲ支給ス

第四十八条 在職中ナルト休職中ナルトニ拘ラス死亡シタルトキハ其ノ月ノ報酬又ハ俸給全額ヲ支給ス

第四十九条 重役執事主事及書記ニシテ病氣ノ為執務セサルコト九十日ヲ踰ユルトキ及私事ノ故障ニ由リ執務セサルコト三十日ヲ踰ユルトキ雇及召使ニシテ病氣ノ為執務セサルコト三十日ヲ踰ユルトキ及私事ノ故障ニ由リ執務セサルコト十五日ヲ踰ユルトキハ爾後報酬又ハ俸給ハ日割ヲ以テ其ノ半額ヲ減ス但シ家務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル間喪ニ服スル間流行病予防ノ為其ノ他特ニ出勤ヲ停メタル間及休暇ヲ与ヘタル間ハ此ノ限ニ在ラス

第五十条 休職ヲ命セラレタル者ニハ休職中報酬又ハ俸給ノ二分ノ一を支給ス但シ復職ヲ命セラレタルトキハ其ノ月ヨリ之ヲ停ム

第五十一条 家務旅行ノ場合ニ於テ本人ノ請求アルトキハ其ノ月ノ報酬又ハ俸給ニ限り特ニ定日ニ拘ラス支給スルコトアルヘシ

第五十二条 報酬及俸給ノ定限ハ評議員會ニ諮問シ別ニ内規ヲ以テ之ヲ定ム
第二節 賞与手當食料及宿直料

第五十三条 賞与ハ別チテ二季賞与及特別賞与トシ手當ハ別チテ住宅手當退職手當及特別手當トス

第五十四条 家職ニハ毎年六月十二月ノ二季ニ於テ賞与ヲ支給ス
特別ノ功勞者ニハ特別賞与ヲ支給スルコトアルヘシ

第五十五条 家職ニ住宅ヲ供給セサルトキハ毎月住宅手當ヲ支給スルコトヲ得

第五十六条 家職退職シタルトキハ勤続年数及勤務成績ヲ参酌シ退職手當ヲ

支給ス休職満期ノトキ亦同シ

前項ノ規定ハ自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者及懲戒処分ニ依リ退職ヲ命セラレタル者ニハ之ヲ適用セス

第五十七条 家職死亡シタルトキハ退職手當ニ相當スル額ヲ弔祭料トシテ其ノ遺族ニ支給ス休職中死亡シタルトキ亦同シ

第五十八条 家務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキ其ノ他特別ノ事由アルトキハ特別手當ヲ支給スルコトヲ得

第五十九条 家職ニハ執務日数ニ應シ昼食料ヲ支給シ執務時間外二時間以上服務シタルトキハ夕食料ヲ支給ス

食料ノ定額ハ別表第一号ニ依ル (別表略, 以下同じ)

第六十条 家職ニシテ宿直勤務ニ服スル者ニハ宿直夜数ニ應シ宿直料ヲ支給ス

宿直料ノ定額ハ別表第二号ニ依ル

第六十一条 前二条ノ規定ハ現品ヲ給与シタルトキハ之ヲ適用セス

第六十二条 賞与及手當金額ノ定限ハ評議員會ニ諮問シ別ニ内規ヲ以テ之ヲ定ム

第三節 旅費

第六十三条 家務ニ依リ旅行スル者ニハ旅費ヲ支給ス

旅費ハ鉄道賃, 船賃, 車馬賃, 日當及宿泊料トシ別表第三号ニ依ル

第六十四条 兼職アル者ノ旅費ハ其ノ職ノ高キニ從フ

第六十五条 家主又ハ家族ニ隨從シテ旅行スルトキハ日當ノミヲ支給ス但シ旅行日数及地方ノ狀況ニ依リ臨時日當ノ定額ヲ増減スルコトアルヘシ

第六十六条 特別急行ヲ要スルトキ, 上役ニ隨伴スルトキ又ハ旅行地若ハ用務ノ狀況其ノ他特別ノ事情ニ依リ必要アルトキハ其ノ旅費ハ定額ニ拘ラス特ニ詮議スルコトアルヘシ

第六十七条 赴任者及新ニ任用スル為召喚シタル者ノ旅費ハ路程ノ遠近交通

ノ便否及家族ノ多寡ヲ参酌シ時ニ臨ミ之ヲ定ム休職中ノ者ニ復職ヲ命シタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ旧任地又ハ本人ノ居住地以外ヨリ新任地ニ移転スル家族ノ旅費ニ之ヲ準用ス

第六十八条 任地所在ノ市町村内及任地所在ノ市町村ニ隣接スル市町村内ニ出張スルトキハ実費ヲ支給ス

第六十九条 【大阪鴻池新田間ノ出張ニシテ当日内ニ帰任スル者ノ旅費ハ別表第四号ニ依ル但シ第五十九条ノ規定ニ依リ食料ヲ支給スルトキ又ハ現品ヲ給与シタルトキハ食料ハ之ヲ支給セス】

第七十条 評議員ノ旅費ハ重役ニ従準シ時ニ臨ミ之ヲ定ム

當家用務ニ依リ旅行スル家職以外ノ者ノ旅費ハ其ノ身分及用務ノ性格ヲ参酌シ時ニ臨ミ之ヲ定ム

付則

第七十一条 本規則ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

第七十二条 鴻池家職規定旅費規則及食料支給ノ件ハ之ヲ廃止ス

第七十三条 本規則施行ノ際家憲第五十三条ノ規定ニ依リ書記ニ任セラレタル者ノ俸給ハ仍従前ノ額ニ依ル

【本規則ノ際自動車運転手ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ雇ニ現ニ受クル俸給ト同額ノ俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス】」

註、史料中で【】に囲んだ部分は原案検討中に削除された部分である。

第1章は総則で、家務の掌理は家職が規定にしたがっておこなうこと、規定の定めのない場合に限っては家主や重役（理事・監事）の指示によって処理をおこなうことが示され、日誌や全ての書類・稟議書などは整理して保管することが定められた。

第2章は法会の規定である。家の永続と家産の維持拡大を本来のつとめとする江戸時代からの大商家にとっては祖先の慰霊は家の行事として最も重要なものの一つであった。このため詳細な規定が定められている。彼岸、お盆、施餓鬼なども直系尊属の年忌法要と同様に施主として供養することが定められ、年忌についても3年から50年までとそれ以降毎50年に逝去日に行うとされている。さらに特別の場合には法要をおこない祖先の霊に報告するとされた。これらの事が明文化され、先祖から子孫にいたるまで継続して存在することが家存立の要であるという意識が再度確認されている。

第3章は財務に関する規定である。基本的には家の経費などは基本財産および普通財産より生じた収入および雑収入をもって予算をたてて、その内で経費を支出する処理をおこない、家を維持することが規定されている。また、積立金は分家創設・婚姻・養子縁組などの際の一時金や天災地変などの異常事態に際して支出すべきものとして積み立てられることとなっていた。

第4章は家職に関する規定である。明治30年代の規定ではこの部分に鴻池本店従業員、鴻池銀行社員の身分・職制・職務などの規定が定められていたが、大正期の家憲が専ら家財産の管理運営とその維持を目的として改訂されたのにもない、この家務規則(草案)では家事使用人を中心に規定されている。

家事の最高責任者は理事であり、その下に置かれた監事以下の職員を指揮監督して家政をつかさどった。この権限のうちには職制を定めることも含まれていた。理事の事故あるときは監事がその代理をおこなうことになっていたが、監事は家憲などの規定により署名する場合や会議に列席する場合には代理をおこなうことができなかった。

家務を補助するために雑務に従事する雇と召使が置かれた。この補助職員の任免については基本的には理事の権限であった。雇は家主が重役(理事・監事)に諮問した場合および重役が家主に上申した場合に任免され、召使は

執事が理事の決済を受けたうえで家主に報告することによって任免されることになっていた。召使には守衛・料理人・小使・女中頭・腰元・下婢がありそれらのうち、奥向の事務には別に規則を定めることとされた。

第5章は給与規定である。第1節は報酬および俸給に関する規定であり、重役は年俸制、執事以下の職員、雇、召使は月給制であった。第2節は賞与、手当、食料および宿直料の規定である。年に2回の定例賞与と特別賞与の規定および住宅手当、退職手当、特別手当の制度が明文化されて規定されていた。さらに現在の超過勤務手当にあたる部分も含まれる食料規定や当直手当である宿直料がここで規定されていた。これら年俸・月給、諸賞与および諸手当は評議員会に諮問した上で別につくられた内規に従って支払われることとなっていた。第3節は旅費規定である。業務命令に従って出張する場合の旅費および手当の規定である。

付則では従来の規定であった「鴻池家職規定」「旅費規則」その他の規則は廃止し、この家務規則に基づくものに変えることを示し、職員の身分に関しては従来通りの給与を支給することが規定されている。

このように家務規定（草案）では、大正期の鴻池事業経営、家産管理運営機構の抜本的な変化に対応して、鴻池善右衛門家それ自体や家務に関する部分が従来の諸規定のなかから独立し、狭い意味での家務・家政という枠内での管理運営の規則が制定された。これは家憲の中で同族に関する規定が削除され、家務規則の中で事業経営に当たる従業員に関する規定が削除されていることに如実にあらわれている。

III 大正期の家規則の評価につて

鴻池善右衛門家では明治初年いらい数度にわたって家政改革が試みられてきた。これらは明治維新以降の新たな経済環境に旧来の資産家として、また金融関連諸企業の所有者として対応するためのものであった。明治30年代中

頃までの改革は、江戸時代に両替商経営を一族でおこない、その統轄主体であった鴻池善右衛門両替店と鴻池善右衛門家との関係を新たな経営環境の中で再構成しようとしたものであった。明治維新以降、同族の経営した諸企業においても経営が放棄されたものが多く、鴻池同族の拠り所は主に本家の経営する鴻池銀行を中心とする金融業務に限定されていった。これらの動きは本家経営および本家の持つ企業経営の展開について制約要因となっていた。

そのため、この時期までの家政改革は江戸時代鴻池同族の伝統的経営機構であり、同族の出資関係を含むグループ構成を示すものであった分・別家制度の解体とその意志決定機関としての老分制度を廃止することに主眼が置かれた。この過程の中で明治22年に旧来の家訓に代わる「鴻池家憲法」が施行された。しかし、これは実質的には享保期以来の伝統的経営を踏襲するものであって、家政改革の完了と呼ぶにはふさわしいものではなかった。

明治32年にこの家憲が改正されたが、そこでは老分協議制に代わって家政会が置かれるなど若干の変化は認められるものの、やはり分・別制度の解体という視点からみると不十分なものであった。しかし、その頃から旧来の分・別家制度による雇用・給付などは鴻池経営にとって大きな経営上の問題となった。その中で登場したのが島村久、原田二郎などの外部から登用された経営者である。

鴻池経営は明治36年ころから「家産の確定とその安定的維持・増殖」を目指すという原田の方針の下で経営がおこなわれるようになった。このため初期に多角化していた諸企業からの撤退がなされ、鴻池銀行と大阪倉庫会社以外の経営からは順次撤退するという方針がとられた。その過程で鴻池善右衛門家は本家と和泉町の鴻池新十郎家の2家だけを同族とし、その余の分・別家は次第に切り離すという方針を貫くことになった。その結果、明治39年には江戸時代からの分・別家制度は名実ともに廃止された。

この鴻池の方針は三井にみられた同族的結合を維持しながら近代経済環境

に対応するために経営資源の再配分をおこなうという改革方針とは異質なものであった。分・別家の解体は鴻池善右衛門家を分・別家を保護・扶養する義務の負担から解放した。しかし同時にその解体は鴻池同族の結合力を弱めることになり、江戸時代以来の蓄積された資金や経営資源を外部に放出することにも繋がった。ここに明治維新後の鴻池の多角化の失敗や新規事業を内部に取り込むことに失敗した原因の一つを求めることもできる。

大正末年の家憲は、このように縮小均衡を目指した鴻池善右衛門家の一つの姿を如実にあらわすものであり、そこには事業経営に関する事項の規定はほとんど認められない。これは大正10年の鴻池合名会社の創設とともに事業経営の主体が家から合名会社に移ったためでもあるが、次の課題として鴻池合名会社の性格の再検討と家と合名会社および傘下諸企業の所有と経営関係についての問題が残された。これらの点も含めて、鴻池事業経営の大正期の諸相については次稿で検討する予定である。